

浜松市上下水道部公告第75号

浜松市上下水道部の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）が準用する浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年3月3日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム供給単価契約（課名：浄水課）
- (2) 予定数量 270,000kg
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号
浜松市上下水道部上下水道総務課調達・会計グループ
電話：053-474-7014
FAX：053-474-0247
E-mail：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2041：工業薬品・試薬）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市内に本社（本店）を有する者であること。
- (4) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。※ FAX又は電子メールで確認申請書を提出した場合は上記入札及び契約担当課まで電話連絡すること。

(2) 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月10日（火）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①上下水道総務課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 上下水道総務課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 上下水道総務課で受け取りの場合

令和8年3月12日（木）午後1時から令和8年3月13日（金）までの間に、上下水道総務課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年3月12日（木）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年3月13日（金）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月17日（火）まで

8 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月10日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

令和8年3月12日（木）から上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月18日(水)午前10時15分
- (2) 場所 浜松市上下水道部 住吉庁舎 第3会議室

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入)」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入)」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に上下水道総務課へ持参(以下「事前提出」という。)

ウ 受領期限までに上下水道総務課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年3月12日(木)から令和8年3月17日(火)まで
(17項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 提出先

上下水道総務課(2項に記載のとおり。)

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年3月17日(火)午後5時まで(送付先に必着)

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

上下水道総務課(2項に記載のとおり。)

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

13 入札方法等

- (1) 入札は 1kgあたりの単価(税抜き)で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入

札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

- (6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 入札の無効

浜松市上下水道部契約規程が準用する浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

令和8年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム供給単価契約仕様書

1 物品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 数量

令和8年度の予定数量は以下のとおりとする。

270,000 kg

内訳 (1) 大原浄水場	196,000 kg
(2) 常光浄水場	70,000 kg
(3) 深萩配水場	2,000 kg
(4) 都田配水場	2,000 kg

※原水等の水質状況や浄水処理水量により使用量が変動する

3 契約方法

1 kg 当たりの単価契約とする。

4 品質

納入する製品は次の (1) 及び (2) の品質規格に適合すること。

- (1) 日本水道協会規格 次亜塩素酸ナトリウム(JWWA K 120:2008-2)における二級、一級、特級のいずれかの認証を受け、かつ品質に適合すること。
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年 厚生省令第15号）」第1条第16号の基準に適合するものであること。なお、設定最大注入率は有効塩素 12 % 溶液に換算した値で 50 mg/L 以上とする。

5 納入場所及び方法

(1) 納入場所は以下の場所とする。

- ① 浜松市中央区大原町 50 番地 大原浄水場
- ② 浜松市中央区常光町 1220 番地の 1 常光浄水場
- ③ 浜松市中央区深萩町 304 番地の 473 深萩配水場
- ④ 浜松市浜名区新都田一丁目 9 番 5 号 都田配水場

(2) 納入方法は以下に従い行うものとする。

- ① 事前に連絡した指定日時に指定数量を納入すること。配車の都合などで納入できない場合は、事前に発注者に連絡して相談すること。
- ② 1回当たりの納入量の範囲については、次のとおりとする。
 - 大原浄水場：10～30 トン
 - 常光浄水場：1～5 トン
 - 深萩配水場、都田配水場：1～3 トン(ただし、上記納入量は目安とし、発注者との協議により円滑な納入について柔軟に対応する)
- ③ 納入時間は事前に協議の上で決定する。
- ④ 納入品の計量は計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、納入時にこれを証明する計量証明書を輸送車両毎に提出すること。
- ⑤ 搬入作業前に発注者から確認を受けた後、搬入を行うこと。

6 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、(1)、(2) 及び (3) は契約後 1 週間以内、(4)、(5) は納入する車両毎に、(6) は提出の必要が生じる場合は事前に提出すること。

- (1) JWVA K 120:2008-2 の品質認証を受けたことを証明する書類
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年厚労省令第 15 号)」の第 1 条第 16 号の技術的基準に適合していることを示す品質検査結果
- (3) 発注連絡先及び緊急連絡先
- (4) 納入する薬品が下表に適合していることが確認できる品質検査結果書
- (5) 計量証明書
- (6) 長期休暇など長期に営業所が休暇になる場合、その日程を記した書類

項目	品質
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度 (比重) (20℃)	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	100 以下
塩素酸 mg/kg	10,000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

7 その他

- (1) 大雨や台風などの災害により緊急に薬品を発注する可能性があるため、受注者は

速やかに対応できる体制を取っておくこと。

- (2) 円滑な納入に支障が生じる又はその恐れがある場合は、その日程を示し協議すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は協議の上で決定する。
- (4) 納品書は月毎にまとめて提出すること。その後、代金を請求すること。